（削る）

（削る）

第十八条の二　法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であって、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。

２　前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

３　予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。

一　被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に関し必要な事項

二　接種回数

三　被接種者が予防接種を受けた期日及び国

四　予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称

五　接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項

六　予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日

第十九条　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

症状	期間
アナフィラキシー	四時間
血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）	二十八日
心筋炎	二十八日
心膜炎	二十八日
熱性けいれん	七日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間